第**208**期

定時株主総会招集ご通知





2022年6月29日(水曜日) 午前10時



高知市南はりまや町一丁目1番1号 四国銀行 本店5階 大会議室

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をご検討ください。

お土産の配布につきましては、取りやめさせていただいております。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。 https://www.shikokubank.co.jp

四国銀行

証券コード:8387

\blacksquare	次

第208期定時株主総会招集ご通知 1
議決権行使のご案内
インターネットによる
議決権行使のご案内 5
事業報告 7
計算書類 36
連結計算書類
監査報告書40
株主総会参考書類44

株主各位

高知市南はりまや町一丁目1番1号

株式会社 四国銀行取締役頭取川元文明

第208期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第208期定時株主総会を下記により開催いたしますので、通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、書面またはインターネットにより事前行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(44~62頁)をご検討くださいまして、「議決権行使のご案内」(3~6頁)をご高覧のうえ、2022年6月28(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2022年6月29日(水曜日)午前10時 (受付開始時刻:午前9時)
2. 場 所	高知市南はりまや町一丁目1番1号 当行本店 5階 大会議室
	座席の間隔を拡げることから、席数が減少しておりますので、株主総会へのご来場をお 控えいただき、 <u>書面またはインターネットによる議決権の事前行使をご検討ください。</u>
	* やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。
	https://www.shikokubank.co.jp

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第208期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び計算書類 報告の件
- 2. 第208期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)連結計算書類並びに 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

会社提案 決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)

9名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

株主提案

第5号議案

定款一部変更の件

第6号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)

2名解任の件

第7号議案

監査等委員である取締役3名解任の件

第5号議案から第7号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこの議案 に反対しております。

なお、議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株 主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホーム ページ (https://www.shikokubank.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。 したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をし た計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ (https://www.shikokubank.co.jp/) に掲載させていただきます。

<株主総会にご来場される株主さまへのご注意とお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当行ホー **ムページ**(https://www.shikokubank.co.jp/)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
- ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- 株主総会当日のお土産の配布につきましては、取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げま す。

議決権行使のご案内

書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控 えいただくようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使いただく場合

■書面による議決権行使

議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議 案に対する賛否をご表示のうえ、 2022年6月28日(火曜日)午後 5時30分までに到着するようご返 送ください。

詳しくは下記をご覧ください。

■ インターネットによる議決権行使 議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分受付分まで



ご覧ください。

詳細は

当行指定の**議決権行使ウェブサイ** トにアクセスしていただき、行使 期限までに賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

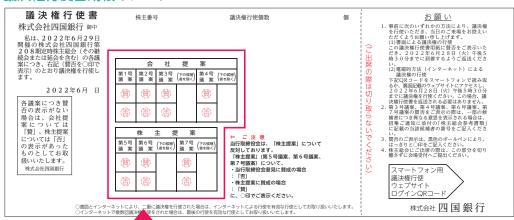
株主総会にご出席 いただく場合

株主総会開催日時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時



ご入場に際しては、同封の議決権 行使書用紙を会場受付にご提出く ださい。

議決権行使書用紙イメージ

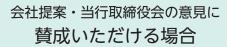


こちらの赤枠内に、 各議案の替否をご表示ください。 本総会では、会社提案(取締役会からご提案させていただく議案)と株主提案(一部の株主からご提案された議案)の決議を行います。

第5号議案から第7号議案は一部の株主からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも<mark>反対</mark>しております。詳細は、**59頁以降**をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。



	会	社	提	案	
第1号 議 案	第2号 議 案	第3号 議 案	(下の候補) 者を除く)	第4号 議 案	(下の候補) 者を除く)
(
衙	含	徵		含	

	株 :	主 提	案	
第5号 議 案	第6号 議 案	(下の候補) 者を除く)	第7号 議 案	(下の候補) 者を除く)
働	働		働	
®	®		(4)	

会社提案・当行取締役会の意見に 反対される場合



	株 :	主 拐	案	
第5号 議 案	第6号 議 案	(下の候補) 者を除く)	第7号 議 案	(下の候補) 者を除く)
衙	衙		衙	

右記のように賛成、反対の両方に**○** を付けた場合には無効となります。



次ページのインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」 の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分受付分まで

ご注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- 2 インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- 3 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種 などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ④ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する 費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、すべて 株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法 等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

🔯 0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

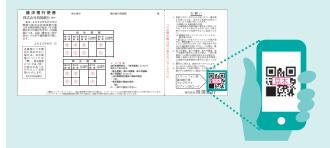
機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラット フォーム」をご利用いただけます。

アクセス手順について

「スマート行使」による方法

1 議決権行使書用紙右下に記載の QRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

■ 議決権行使ウェブサイトにアクセス

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/





2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。





「スマート行使」の議決権行使は 1回のみとなります。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、 「議決権行使コード・パスワードを入力する 方法」で再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、 議決権行使ウェブサイトへ遷移します。

2 「次へすすむ」をクリック



画面内の「こちら」のリンクをクリックし、「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」を クリック

3 ログイン



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック パスワード変更画面が出ますので、初期パスワード を入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登 録してください。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議 決権行使書用紙」の右片裏面に記載されております。 **|否をご入力ください。 |降は画面の案内に従って**

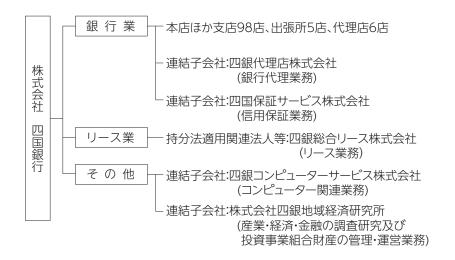
添付書類

第208期 (2021年4月1日から) 事業報告

- 1 当行の現況に関する事項
 - (1) 企業集団の事業の経過及び成果等
 - ① 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社等の計6社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



② 金融経済環境

2021年度のわが国経済は、公共投資は高水準を維持し、設備投資や生産では持ち直しの動きがみられましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、個人消費については持ち直しの動きに足踏み感がみられるなど依然として厳しい状況が続きました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましては、設備投資が堅調に推移するなど、景気は緩やかに持ち直しているものの、公共投資の減少や個人消費の弱含みなど、一部に新型コロナウイルス感染症などによる下押しの影響がみられました。

金融面では、円相場は、期首の1米ドル110円台から米国の長期金利の低下に伴い、107円台まで円高が進んだ後、米国の金融政策正常化の動きを背景に115円台まで円安が進みました。その後、地政学的リスクの高まりなどから一時113円台まで円高が進みましたが、日本と米国の金融政策の方向性の相違により、両国の金利差が拡大したことで急速に円安が進み、期末には1米ドル121円台となりました。日経平均株価は、期首の2万9千円台から、東京などへの緊急事態宣言発令による景気減速懸念などから、2万7千円台まで下落しました。その後、菅首相退陣後の次期政権への政策期待等から大幅に上昇し、3万円台を回復しましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢などの地政学的リスクの高まりを背景に2万4千円台まで下落し、期末には過度な警戒感の緩和から2万7千円台となりました。長期金利は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による景気への影響などが懸念され、0.0%台まで低下した後、海外金利の上昇に伴い、0.2%台まで上昇しました。その後は、日本銀行による国債買入れやウクライナ情勢などの低下要因はあったものの、海外金利の上昇を背景とした金利上昇圧力は強く、期末には0.2%台となりました。

③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

このような金融経済情勢のもと、2021年度は、中期経営計画に掲げるビジョン「真っ先に相談され、地域の発展に貢献するベスト リライアブル・バンク」の実現に向け、様々な施策に取り組みました。

(SDGsへの取組み)

持続可能な地域社会の実現や当行グループの中長期的な企業価値向上を目指すため、 サステナビリティ方針を策定し、以下のような取組みを実施しました。

◇環境への配慮

環境保全や災害時の避難場所確保等を目的に、地方公共団体等とのパートナーズ協定に基づく「四銀絆の森」「四銀絆の里」の整備活動を実施しました。

また、気候変動がお客さまや当行の事業活動に与える影響を的確に把握し、必要な対策を講じていくことが重要であるとの判断から、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に賛同しました。



◇地域経済・地域社会への貢献

<四銀> SDGs経営サポートプログラムの取扱い開始や、KOCHI SDGs Actionプロジェクトの立ち上げにより、お客さまのSDGs達成に向けた取組みを支援しました。

また、クラウドファンディングを活用した地域の活性化やコロナ禍での飲食店を支援 する企画として「テイクアウトで飲食店を応援しよう!写真博!を開催しました。

さらに、ゆたかで便利なくらしの実現のため、県内の大学生・中高生に対して金融教育授業を実施し、お金について知る・考える機会の創出を図りました。

四国アライアンスにおいては、四国アライアンスキャピタル株式会社により「しこく 創生 2 号ファンド」を組成し、事業承継支援や成長支援等の取組みを強化するとともに、 Shikokuブランド株式会社を通じて、四国の魅力ある資源のブランディングから、 販路開拓までのサービスをワンストップで提供しました。

※四国アライアンス:四国銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行の4行による四国創生に向けた包括 連携



金融教育授業の実施(2021年10月)



<四銀>SDGs経営サポートプログラム取扱開始(2021年12月)

◇多様性の確保

女性の監督職以上への積極的な登用により女性の活躍の機会を拡大するとともに、育児セミナーの開催など継続就業に向けた家庭と仕事の両立を積極的に支援しました。

また、幅広い価値観・視野を持った人財が活躍することを目的とした副業制度を導入しました。

さらに、多様な人財がその個性と能力を十分に発揮することで、やりがい・働きがいを感じ、ひいては当行の持続的な発展につなげるため、人事制度の改正に着手しました。 (お客さまへの取組み)

法人のお客さまに対しては、緊密な対話を通じて、お客さまの課題を解決することに 重点を置いたコンサルティング活動を徹底しました。営業店・本部の伴走型支援により、 With/Afterコロナを見据えた資金繰り支援に継続して取り組んだほか、経営改善支援の 強化に努めました。また、事業承継・M&A、ビジネスマッチング、人材紹介業への参入 等を通じてお客さまの事業発展・拡大につなげる本業支援に取り組みました。

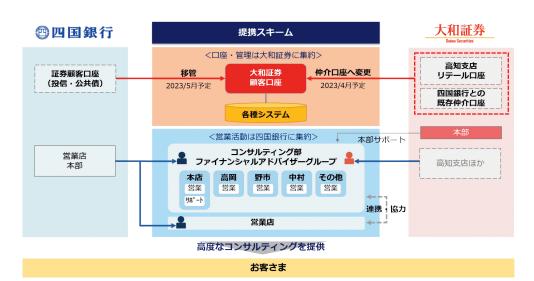
個人のお客さまに対しては、安定的な資産形成や長寿化に対応した提案など、お客さまに寄り添ったコンサルティング活動を徹底しました。

2022年3月には、大和証券と新たな協業態勢構築に向けた包括的業務提携に関する最終契約の締結を行いました。当行の地域に密着したサポート態勢と、大和証券の証券ビジネスにおける知見・経験・プラットフォームを組み合わせることで、より高度なコンサルティングを提供できる態勢を構築します。

また、営業店をおもてなし・コンサルティングの場とするため、デジタルを活用した 業務効率化にも積極的に取り組みました。

タブレット端末「Smile」の全店展開により、口座開設や住所変更など、お客さまの手続きのペーパーレス化や印鑑レス化を実現しました。さらに、これまで書面で行っていた口座振替申込手続きをWeb上で完結できる「口座振替ダイレクトサービス」の取扱いを開始するとともに、「四国銀行アプリ」の機能の拡充により、お客さまの利便性向上を図りました。

2021年7月には、イノベーション推進部を新設し、デジタル技術の進展や規制緩和の動向等を踏まえた業務・組織改革に向けた取組みや、地域やお客さまのIT化・DX化のニーズにお応えするため、専門人財の育成などIT化支援体制の構築にも着手しました。



大和証券と新たな協業態勢構築に向けた包括的業務提携に関する最終契約締結(2022年3月)

(人財開発・育成の取組み)

お客さまの課題解決に資する人財の育成を図るため、「行員スキル認定制度」や公募形式による研修を拡充するとともに、WEB形式の研修やセミナーを積極的に活用し、行員の学ぶ意欲を後押しする体制を整備しました。この結果、1級ファイナンシャル・プランニング技能士や不動産鑑定士、宅地建物取引士など、難易度の高い資格を取得する人財が着実に増加しました。

また、デジタル社会への対応として、行員のITパスポートの資格取得を促進することを 目的とした休日セミナーを開催しました。

(店舗)

質の高いサービス提供と店舗運営の効率化を目的とした店舗の移転統合を、店舗内店舗方式で以下のとおり実施しました。

地域	統合内容
高知県	枝川支店と思地代理店を伊野支店に、入野代理店を中村支店に、春野代理店を桂浜通支店に、 鴨田支店を神田支店に、それぞれ移転統合。 ※思地、入野、春野の各代理店は、店舗形態を出張所に変更の上、統合しました。
愛媛県	松山南支店を松山支店に移転統合。
大阪府	香里支店を守□支店に移転統合。

この結果、2021年度末の有人店舗数は、前連結会計年度末比7店舗減少し、93店舗 (本支店86店、出張所1店及び代理店6店)となりました。

これらを実施し、業績向上に努めました結果、次のような成果を上げることができま した。

(預 金 等)

預金につきましては、個人預金、法人預金、地方公共団体預金がそれぞれ増加し、前連結会計年度末比1,459億円増加の2兆9,934億円となりました。また、譲渡性預金を含めた預金等につきましては、前連結会計年度末比1,673億円増加の3兆717億円となりました。

なお、公共債・投資信託・個人年金保険等の預り資産につきましては、公共債や個人年金保険等は減少しましたが、投資信託の増加により、前連結会計年度末比25億円増加の2,528億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資金繰り支援に積極的に対応した結果、中小企業等貸出金の増加等により、前連結会計年度末比351億円増加の1兆9,122億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、市場動向を踏まえたリスク圧縮の観点から投資を抑制したため、前連結会計年度末比214億円減少の9,458億円となりました。

(損 益)

損益状況につきましては、経常収益は、株式等売却益は減少しましたが有価証券利息配当金や役務取引等収益の増加等により、前連結会計年度比20億25百万円増加し435億27百万円となりました。経常費用は、営業経費は減少しましたが国債等債券売却損や国債等債券償還損の増加等により、前連結会計年度比5億59百万円増加し325億79百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比14億66百万円増加し109億48百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、同13億4百万円増加の79億45百万円となりました。

(資本政策)

中間配当は、当初の予定通り1株当たり15円とさせていただきました。

期末配当については、業績等を勘案し、1株当たり15円の当初予想を、10円増配の25円に修正いたしました。これにより、当連結会計年度の年間配当は、1株当たり40円となる予定です。

今後は、1株当たり年間35円の安定配当を維持しつつ、経済情勢や財務状況、業績見通し等を勘案した柔軟な株主還元を実施してまいります。

④ 対処すべき課題

国内での超低金利環境が継続する中、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化に加え、規制緩和による競争激化など、地域金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しています。

このような中、当行は、持続可能性を高めていくことで地域社会の発展に貢献し続けることが課題であると認識しており、中期経営計画に掲げる諸施策を確実に実行してまいります。具体的な施策は以下のとおりです。

- ◇お客さまとの接点を意識したBPR・ICT戦略の実行
 - ・事業者向けのIT化支援や、異業種との連携によるサービスラインアップの充実など、 デジタルを活用した新たなサービスの創出
 - ・アプリやWebサービスなどの非対面チャネルを強化し、これらから得た情報を対面 コンサルティングにつなげる仕組みの構築
 - ・EB推進や「Smile」の機能拡充など、営業店をおもてなしの場とするための事務量削減に向けた取組みの強化
- ・エリア営業の拡大や店舗再編など、営業店態勢再構築による店舗の役割の明確化 ◇コンサルティングの徹底
 - ・安定的な資産形成や長寿化に対応した提案強化など、お客さまに寄り添った個人コンサルティング活動の徹底
 - ・人材紹介、事業承継、SDGs経営サポートなどを通じた、お客さまの経営課題に対す る適切なビジネスコンサルティングの提供
 - ・地域の特色ある産業の活性化支援や、地域資源の価値向上に向けた地域コンサルティングの実施
- ◇従業者を大切にする仕組みの整備
 - ・職場の活性化や、やりがい・働きがいにつなげる新人事制度への移行準備
 - ・新人事制度の内容を踏まえた「人財開発・育成プログラム」の見直し

2022年度は中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ3」の最終年度であり、また2013年度から取り組んできた10年ビジョンの総仕上げの年でもあります。

上記に掲げた各施策を確実に実行することで、「真っ先に相談され、地域の発展に貢献するベスト リライアブル・バンク」を実現し、四国銀行グループ全体の中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

				2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経	常	収	益	45,227	42,970	41,502	43,527
経	常	利	益	9,586	3,097	9,482	10,948
親会社	親会社株主に帰属する当期純利益		6,221	3,096	6,641	7,945	
包	括	利	益	2,134	△8,794	22,508	△2,506
純	資	産	額	148,041	138,003	158,537	154,622
総	貣	Ĭ	産	3,078,883	2,997,845	3,330,943	3,632,696

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

				2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預			金	2,643,610	2,640,907	2,848,971	2,995,140
	定期	性	預 金	1,086,680	1,065,521	1,045,799	1,043,306
	そ	の	他	1,556,930	1,575,385	1,803,171	1,951,833
貸	Ľ	Ł	金	1,773,653	1,784,366	1,876,629	1,911,893
	個人	Ĺ	り け	339,733	351,754	358,622	361,389
	中小	企業	向け	852,429	861,820	971,104	1,005,953
	そ	の	他	581,490	570,790	546,901	544,551
商	品有	価	証券	5	5	8	9
有		証	券	812,078	814,191	962,585	941,385
	玉		債	163,951	142,634	145,023	112,749
	そ	の	他	648,126	671,557	817,562	828,635
社			債	_	_	_	_
総	į	資	産	3,077,106	2,995,959	3,326,734	3,627,523
内	国為	事 取	扱 高	14,458,993	14,417,555	14,461,525	14,858,174
外	国為	事 取	扱 高	百万ドル 4,678	百万ドル 3,905	百万ドル 3,690	百万ドル 4,536
経	常	利	益	9,573	2,691	9,169	10,493
当	期	屯 禾	当 益	6,364	2,895	6,525	7,711
1 1	株当たり	当期	純利益	円 148 72	円 68 00	円 153 60	円 銭 184 89
信	託	財	産	63	54	51	44
信	託	報	酬	0	0	0	0

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

				当 年	度 末
				銀 行 業	その他の事業
使	用	人	数	1,252人	37人

注、使用人数は就業者数であり、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員は含めておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社四国銀行

高知県内:本店営業部ほか57店

徳島県内:徳島営業部ほか22店

香川県内:高松支店ほか6店

愛媛県内:松山支店ほか5店

本州地区:東京支店ほか9店

四国保証サービス株式会社:高知本社

四銀代理店株式会社:高知本社

ロ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	_

注. 四銀代理店株式会社は、東津野代理店、美良布代理店、大栃代理店、大田口代理店、久礼代理店、宇佐代理店の業務運営を行っております。

ハ その他の事業

四銀コンピューターサービス株式会社:高知本社

株式会社四銀地域経済研究所:高知本社

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

事業	セ	グ	Х	ン	١	金	額
銀		行			業		2,092
合					計		2,092

ロ 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事 業	セグメ	ント	内	容	金	額
銀	行	業	事務機械やソフトウ	ェアへの投資		1,900
合		計	-	_		1,900

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
四銀代理店株式会社	 高知市南はりまや町一丁 目1番1号	銀行代理業務	百万円 20	100.00	_
四国保証サービス 株 式 会 社	高知市菜園場町1番21号	信用保証業務	百万円 50	100.00	_
四銀コンピューター サービス株式会社	高知県南国市蛍が丘二丁 目1番地	コンピューター 関連業務	百万円 20	60.00	_
株式会社四銀地域経済研究所	高知市菜園場町1番21号	産業・経済・金融の調 査研究及び投資事業 組合財産の管理・運 営業務	百万円	52.50	_
四銀総合リース株式 会 社	高知市菜園場町1番21号	リース業務	百万円 50	% 25.37	_

注. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス (略称ACS) を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS)を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS)において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

- ④ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との提携により、現金自動設備を相互開放し、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携「四国アライアンス」を締結しております。
- ⑥ 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。
- ⑦ 大和証券株式会社との間で、新たな協業態勢構築に向けた包括的業務提携に関する最終契約を締結しております。本提携は、関係官庁の許認可取得、その他本提携に必要となる契約の締結を条件とし、2023年4月の新態勢開始に向けた準備を進めてまいります。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏	名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山元	文 明	(代表取締役) 取締役頭取	一般社団法人高知県銀行 協会会長	_
大 田	良継	(代表取締役) 専務取締役	_	_
五百蔵	誠一	常 務 取 締 役	_	2022年3月31日辞任
小 林	達司	常 務 取 締 役	_	_
須 賀	昌彦	取締役徳島営業本部長	_	_
橋 谷	正人	取締役本店営業部長	_	_
白石	功	取締役総合企画部長	_	_
濱 田	博 之	取締役営業統括部長	_	_
尾﨑	嘉則	取締役(社外取締役)	学校法人安田学園教育会 理事長	注1
熊沢	慎一郎	取締役 監査等委員	_	注2
濵 田	正博	取締役 監査等委員(社外取締役)	_	注1
稲田	知江子	取締役 監査等委員(社外取締役)	弁護士 (ひいらぎ法律事務所)	注1
金本	康	取締役 監査等委員(社外取締役)	税理士 (金本康税理士事務所)	注1、注3
酒井	俊和	取締役 監査等委員(社外取締役)	弁護士(弁護士法人 キャストグローバル)	注1

- 注1. 尾﨑嘉則、濵田正博、稲田知江子、金本康及び酒井俊和の5氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立 役員として届け出ております。
 - 2. 熊沢慎一郎氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員に共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
 - 3. 監査等委員金本康氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - ・当該方針の決定方法

取締役の個人別報酬等の内容について、次の内容とすることを取締役会において決定しております。

・当該方針の内容の概要

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、業績連動型の譲渡制限付株式報酬を含む体系としております。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、役位及び前年度の業績等に応じて取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬等は、役位別に定めた固定報酬と業績連動型の譲渡制限付株式報酬で構成されております。譲渡制限付株式報酬につきましては、役位別固定部分と役位別変動部分で構成されており、役位別変動部分は前年度の当行単体の当期純利益の目標値と実績値の乖離率に応じて変動することとしております。この当期純利益は、総合的な収益力を表す指標であり、中期経営計画における財務目標として毎年設定することから、業績連動に係る指標として選択しております。また、この譲渡制限付株式報酬の固定報酬に対する支給割合は12%~22%としております。

役位別に定めた固定報酬は、毎月支給しております。また、業績連動型の譲渡制限付 株式報酬は、各事業年度につき、前事業年度に関する定時株主総会終結後から当該事業

年度に関する定時株主総会終結時までの期間の職務執行の対価として、原則として前事業年度に関する定時株主総会終結時から1カ月が経過する日までの間に取締役会を開催し、その決議に基づき、法定の期間を経て速やかに支給しております。なお、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の支給日は2021年8月10日であります。

当事業年度の取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等につきましては、2018年4月から6月にかけて開催したガバナンス委員会の協議を経て、2018年6月26日開催の取締役会において決定した報酬体系に基づき、支給しております。なお、この報酬体系は、2020年5月25日及び2021年5月24日開催のガバナンス委員会において適切性を検証し、その結果を2021年6月29日開催の取締役会に報告しております。

また、業績連動型の譲渡制限付株式報酬につきましては、報酬体系に定められた内容に基づく具体的な支給額を2020年7月17日及び2021年7月26日の取締役会において決定しました。監査等委員である取締役の報酬等につきましては、2020年6月26日及び2021年6月29日開催の監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定しました。

・当該事業年度に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容 が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、毎年ガバナンス委員会において2018年6月に決定した報酬体系の適切性の検証を行っているため、取締役会もその検証結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位:百万円)

	区分		支給人数	報酬等	報酬等の種	類別の総額					
				נל				文中口人女人	我则	固定報酬	業績連動報酬等
取紹	帘役	(監査等	等委員	である	3 t ()を除	< 。)	10人	162	127	35
取	締	役	(監	査	等	委	員)	5人	42	42	_
			計	<u> </u>				15人	205	170	35

- 注1. 支給人数及び報酬等には、当事業年度中に退任した取締役を含んでおり、支給人数はのべ人数を記載しております。
 - 2. 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬等には、使用人分報酬等58百万円 (うち賞与14百万円) が含まれておりません。
 - 3. 業績連動報酬等は全て非金銭報酬等であり、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。
 - 4. 譲渡制限付株式報酬については、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであり、業績連動に係る指標となった当期純利益の推移は1 (2) ロ. 当行の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
 - 5. 株主総会で定められた報酬等限度額は以下のとおりであります。 2018年6月26日開催の定時株主総会において決議された、取締役(監査等委員であるものを除く。) に対する報酬等限度額は年額216百万円以内(うち社外取締役分10百万円以内)(同定時株主総会終結時 の員数は7名(うち社外取締役1名))、別枠で取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額70百万円以内(同定時 株主総会終結時の員数は6名)、監査等委員である取締役に対する報酬等限度額は年額70百万円以内(同 定時株主総会終結時の員数は6名)であります。

(3) 責任限定契約

氏 名		責任限定契約の内容の概要
尾﨑嘉	則	
熊 沢 慎一	郎	
濵 田 正	博	対験 当行は社外取締役及び取締役監査等委員との間に、会社法第423条第1項の責任を限定 する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度
稲 田 知江	.子	9 る契利を神福しており、当該契利に奉りて負性の限度額は広市が足のる取仏負性限度 額であります。
金本	康	
酒 井 俊 🤻	和	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当行取締役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当行が負担しております。ただし、犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としているほか、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏	名	兼職その他の状況
尾﨑	嘉則	学校法人安田学園教育会 理事長 当行と同法人との間には特別の関係はありません。
稲田	知江子	弁護士(ひいらぎ法律事務所) 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
金本	康	税理士(金本康税理士事務所) 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
酒 井	俊和	弁護士(弁護士法人キャストグローバル) 当行と同法人との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

E	£	名	在任期間	取締役会への出席状況	取 締 役 会 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況
尾	﨑	嘉則	6年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全 てに出席しております。	企業経営者としての経営に関する幅広い知識と経験に基づく視点から監督機能を果たすことを期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
演	= :	正博	6年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議家切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。

氏	名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
稲	田知江子	4年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全 てに出席、また、監査等委員会 15回の全てに出席しておりま す。	弁護士としての豊富な専門知識と実務 経験に基づく視点から監査・監督機能 を果たすことが期待されており、議案 審議に必要な発言を適宜行うなど適切 に役割を果たしております。また、 締役会のほか、監査等委員会、ガバウ ンス委員会等においても、客観的かつ 公正な立場から必要な発言を適宜行っ ております。
金	本 康	1年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全 てに出席、また、監査等委員会 15回の全てに出席しておりま す。	税理士としての豊富な専門知識と実務 経験に基づく視点から監査・監督機能 を果たすことが期待されており、議案 審議に必要な発言を適宜行うなど適切 に役割を果たしております。また、取 締役会のほか、監査等委員会、ガバウ ンス委員会等においても、客観的かつ 公正な立場から必要な発言を適宜行っ ております。
酒	井 俊 和	1年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全 てに出席、また、監査等委員会 15回の全てに出席しておりま す。	弁護士としての豊富な専門知識と実務 経験に基づく視点から監査・監督機能 を果たすことが期待されており、議案 審議に必要な発言を適宜行うなど適切 に役割を果たしております。また、取 締役会のほか、監査等委員会、ガバナ ンス委員会等においても、客観的かつ 公正な立場から必要な発言を適宜行っ ております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	30 (うち報酬以外 -)	_

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 100,000千株

発行済株式の総数 42,900千株

(自己株式1,173千株を含む)

(2) 当年度末株主数

31,249名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況				
株主の氏名文は名例	持株数等	持株比率			
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,139 千株	7.52 %			
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,917	4.59			
明治安田生命保険相互会社	1,815	4.35			
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,179	2.82			
日亜化学工業株式会社	988	2.36			
四国銀行従業員持株会	923	2.21			
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	710	1.70			
損害保険ジャパン株式会社	644	1.54			
日本生命保険相互会社	609	1.45			
四銀総合リース株式会社	471	1.13			

- 注1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (1,173,394株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	8人	普通株式 51,500株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	_	_
監査等委員である取締役	_	_

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要			
	①名称	株式会社四国銀行第1回新株予約権		
	②新株予約権の割当日	2012年8月8日		
	③新株予約権の数	209個	1人	
	④目的となる株式の種類及び数	4,180株		
	⑤新株予約権の行使期間	2012年8月9日から 2042年8月8日まで		
	⑥権利行使価格	1株当たり1円		
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の 地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。		
	①名称	株式会社四国銀行第2回新株予約権	1人	
取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	②新株予約権の割当日	2013年8月6日		
	③新株予約権の数	166個		
	④目的となる株式の種類及び数	3,320株		
	⑤新株予約権の行使期間	2013年8月7日から 2043年8月6日まで		
	⑥権利行使価格	1株当たり1円		
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の 地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。		
	①名称	株式会社四国銀行第3回新株予約権	2人	
	②新株予約権の割当日	2014年8月12日		
	③新株予約権の数	407個		
	④目的となる株式の種類及び数	8,140株		
	⑤新株予約権の行使期間	2014年8月13日から 2044年8月12日まで		
	⑥権利行使価格	1株当たり1円		
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の 地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。		

	新	株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数	
	①名称	株式会社四国銀行第4回新株予約権		
	②新株予約権の割当日	2015年8月11日		
	③新株予約権の数	378個		
	④目的となる株式の種類及び数	7,560株		
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月12日から 2045年8月11日まで	2人	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円		
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の 地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。		
	①名称	株式会社四国銀行第5回新株予約権		
	②新株予約権の割当日	2016年8月9日		
	③新株予約権の数	856個		
取締役(監査等 委員であるもの 及び社外取締役 を除く。)	④目的となる株式の種類及び数	17,120株		
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月10日から 2046年8月9日まで	3人	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円		
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の 地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。		
	①名称	株式会社四国銀行第6回新株予約権	3人	
	②新株予約権の割当日	2017年8月8日		
	③新株予約権の数	565個		
	④目的となる株式の種類及び数	11,300株		
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月9日から 2047年8月8日まで		
	⑥権利行使価格	1株当たり1円		
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の 地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。		
社外取締役(監 査等委員である ものを除く。)	_	_	_	
監査等委員であ る取締役	_	_	_	

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は	名称	ī			当該事業年度 に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人						
指定有限責任社員	大	村	真	敏	74	注2、注3
指定有限責任社員	刀	禰	哲	朗		

- 注1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬 等の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 報酬等には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等として、貸倒引当金制度の高度化のための助言・支援業務及び信用リスク・規制対応に係る助言業務に対する報酬等が含まれております。
 - 3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算定根拠等について説明を受け、適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は74百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると監査等委員会が判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保する体制>

当行は、取締役会における決議により、業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることで、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
 - ② コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会に報告する。
 - ③ 法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
 - ④ 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理(廃棄を含む。)を行う。
 - ② 保存・保管された情報は、取締役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置 し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管 理部門を定めて当該リスクを管理する。
 - ② 統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
 - ③ リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。

- ④ リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された 重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とする など、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
- ⑤ 災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及 び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機 管理計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
- ② 経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ③ 業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守するほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。
- ④ 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の 適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
- ② グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。
- ③ 当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理体制の定期的な把握と対応策について審議する。
- ④ 当行の役付取締役、常勤監査等委員及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
- ⑤ 当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査等委員会及び取締役会に報告する。
- ⑥ グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
- ⑦ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性 を確保するための体制を整備する。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
 - ① 監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置く。
 - ② 前記の使用人は、監査等委員会の事務局を担う。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、処分等は、監査等委員会の意見を徴する。
 - ② 前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮・命令下で職務を遂行する。
- (8) 当行及びグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)並びに使用人による当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当行及びグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)並びに使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査等委員会に報告を行う。
 - ② 当行及びグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)並びに使用人は、当行の監査等委員会の定めるところに従い、当行の監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査等委員会は、職責を全うするための体制の確保において、監査等委員会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査等委員会監査等基準に定める権利を行使できる。
 - ③ 当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)並びに使用人が、当該相談・通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針 監査等委員が、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に ついて生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執 行に必要でないと認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理す る。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員は、常務会等の主要な会議に出席し、出席者との意見交換や情報の収集を行うことができる。

- ② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査等委員会との相互認識を深めるよう努める。
- ③ 監査等委員会が定めた報告・情報提供事項は、取締役(監査等委員であるものを除く。) 及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
- ④ 内部監査部門である監査部は、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努める。
- ⑤ 監査部長の任命・異動については監査等委員会の事前同意を要する。
- ⑥ 監査等委員会は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

<業務の適正を確保する体制の運用状況の概要>

当行では、内部統制システムの整備について、各業務の所管部が連携して定例的に点検を行い、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度(第208期)における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務決裁権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

(2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス・プログラムを取締役会より委任を受けた常務会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会に報告しております。
- ② コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部 通報制度の整備・強化に努め、制度の内容を含めて、全行に周知・徹底を図っております。

(3) リスク管理体制

① リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全行に周知・徹底を図っております。

② 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するALM委員会(収益とリスクを統合的に管理し、安定的な収益確保を目的として設置)で審議のうえ、取締役会に報告しております。

(4) グループ会社の管理体制

- ① グループ会社5社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を当行の常務会等に報告しております。
- ② グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会に4回報告しております。

(5) 監査等委員の職務執行

- ① 監査等委員は、取締役会のほか、ALM委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- ② 代表取締役との間で4回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、三様監査会議(監査等委員、監査部、会計監査人)を2回、内部監査部門との会合を12回開催し、情報交換や意見交換を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ありません。

(2) 補償契約

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第208期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

			(単位・日万円)
科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	643,721		2,995,140
- 金金金権 横証 横証 横証 大品 大品 大品 大品 大品 大品 大品 大品 大品 大品	33,597	金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	187,106
預 け 金	610,124	普 通 預 金	1,660,700
買 入 金 銭 債 権	13.718	計 蓄 箱 金	46.281
買入金銭債権商品有価証券	9	至 至 至 正 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	1,951
商品国債	9	定 期 箱 金	1,032,312
金銭の信託	1,980	定期積金	10,993
金銭の信託有価証券	941,385	その他の預金	55.794
	112,749	譲渡性預益	80,307
国 地地方 (債債式 社 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	295.058	コ <i>- "</i> ル 'マ 'ネ ー	13,487
社	161,084	コ ー ル マ ネ ー 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	57.330
11 IR IR IR IR IR IR IR	55,493	借 用 金	281,177
その他の証券	316.999	H	281,177
で	1,911,893		2.642
		借 用 分 国 海 為 海 為 海 為 海 為 基 為 基 為 基 為 基 為 基 表 基 基 基 </th <th>2,042</th>	2,04 2
割 引	5,315	売 渡 外 国 為 替	19 2,623
割 引 手	39,690		∠,0∠3 37.691
書 貸 付	1,690,777	その他負債	37,681
	176,110	(の)債等用益金品金 (の 払 が 大 他 は 大 の に の た の た の に 。 に 。 。	107
外 国 為 替	14,433	未 払 費 用 前 受 収 益	996
M	14,383	前受证证益	1,184
外 国 他 店 預 け 買 入 外 国 為 替 取 立 外 国 為 替	0	給 付 補 塡 備 金	0
	50	船 付 捕 塡 備 金金品金素 高 品 等 受 入 度 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	9,542
ー・イン の 他 資 産	69,168	金融商品等受入担保金	299
前 払 費 用 未 収 収 益 先 物 取 引 差 入 証 拠	261		210
未 収 並 益 先物取引差入証拠金	2,088	資産除去債務 その他の負債	144
先物_取引差入証拠金	12	その他の負債 退職給付引当金	25,196
金融派生商品金融商品等差入担保金	_ 203	退職給付引当金	146
金融商品等差入担保金中央清算機関差入証拠金	7,773	睡眠預金払戻損失引当金	524
金融派生商保金品金融商品等差入担保金品商品等差入证规	50,000	繰びて、税が金が、負債 再評価に係る繰延税金負債 支払 承 諾	1,645
その他の資産	8,829	再評価に係る繰延税金負債	4,146
有 形 固 定 資 産	34,441	支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計	5,446
1 建 物	10,058	負 債 の 部 合 計	3,479,674
土 地	22,355	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	194	資本剰余金	25,000
1 建設 仮勘定	325	資 本 剰 余 金	6,563
その他の有形固定資産無 形 固 定 資産	1,507	資 本 準 備 金	6,563
無 形 固 定 資 産	2,375	利 益 剰 余 金	97,214
ソ フ ト ウ ェ ア	2,336	利 益 準 備 金	18,099
一 その他の無形固定資産	39	その他利益剰余金	79,114
前 払 年 金 費 用 支 払 承 諾 見 返	3.160	別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金	65,000
支 払 承 諾 見 返	5,446	繰 越 利 益 剰 余 金	14,114
前 払 年 金 費 用 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金	△ 14,211	自己株式	△ 1,074
	, · ·	自 己 株 合 芸 会 会 を で で で で で で で で で で で で で で で で で	127,702
		その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,376
		操延へッジ損益	△ 1,951
		株 主 資 本 合差損 名 会 語 会 差 領 金 益 会 操 延 再 評 9 価 差 損額 合 計 金 益 金 立 ・ 東 9 差 額 会 計 会 音 で	8,651
		土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	20.076
		新株子然等品	69
		純資産の部合計	147,848
資産の部合計	3,627,523	負債及び純資産の部合計	3.627.523
	3,027,323	只 原 及 ∪ 代 貝 注 ∨ 即 口 引	3,027,323

第208期 (2021年4月1日から) 損益計算書

		(単位:百万円)
科目	金額	
経経 (情後 そ 発音) () () () () () () () () ()	30,756 19,019 11,366 △ 34 294 38 71 0 7,695 1,961 5,733 1,678 218 1,291 166 3,302 1,234 1,364 140 562 1,090 243 6 53 25 58 701 △ 0 2,826 247 2,578 3,525 0 1,666 1,639 219 22,773 2,725 1,377 256 52 887	32,940
経 常		10,493 63
	28 456	484
	456 1,024 1,335	10,071
税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税 等 a 書 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益	1,335	2,360 7,711

第208期末(2022年3月31日現在)連結貸借対照表

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	643,722	預 金	2,993,467
買入金銭債権	13,718	譲 渡 性 預 金	78,307
商品有価証券	9	コールマネー及び売渡手形	13,487
金 銭 の 信 託	1,980	債券貸借取引受入担保金	57,330
有 価 証 券	945,823	借 用 金	281,177
貸出金	1,912,228	外 国 為 替	2,642
外 国 為 替	14,433	その他負債	39,425
そ の 他 資 産	69,176	退職給付に係る負債	75
有 形 固 定 資 産	34,597	役員退職慰労引当金	5
建物	10,155	睡眠預金払戻損失引当金	524
土 地	22,411	繰 延 税 金 負 債	2,038
リース 資産	194	再評価に係る繰延税金負債	4,146
建 設 仮 勘 定	325	支 払 承 諾	5,446
その他の有形固定資産	1,509	負 債 の 部 合 計	3,478,074
無形固定資産	2,380	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,339	資 本 金	25,000
その他の無形固定資産	40	資 本 剰 余 金	9,699
退職給付に係る資産	3,968	利 益 剰 余 金	99,997
操 延 税 金 資 産	19	自 己 株 式	△ 1,466
支 払 承 諾 見 返	5,446	株 主 資 本 合 計	133,231
貸 倒 引 当 金	△ 14,807	その他有価証券評価差額金	13,820
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,951
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,651
		退職給付に係る調整累計額	663
		その他の包括利益累計額合計	21,184
		新 株 予 約 権	69
		非 支 配 株 主 持 分	137
		純 資 産 の 部 合 計	154,622
資産の部合計	3,632,696	負債及び純資産の部合計	3,632,696

第208期(2021年4月1日から)連結損益計算書

		(単位:白万円)
科目	金	額
経 常 収 益		43,527
資 金 運 用 収 益	30,430	
貸 出 金 利 息	19,026	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	11,032	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 34	
預け金利息	294	
その他の受入利息	110	
信託報酬	0	
役務取引等収益	7,925	
その他業務収益	1,678	
その他経常収益	3,492	
賞 却 債 権 取 立 益	1,235	
その他の経常収益	2,257	
経常費用		32,579
	1 000	32,579
	1,090	
預 金 利 息	243	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	53	
债券貸借取引支払利息	25	
借用金利息	58	
その他の支払利息	701	
役務取引等費用	2,276	
その他業務費用	3,525	
営 業 経 費	22,884	
その他経常費用	2,802	
貸倒引当金繰入額	1,419	
その他の経常費用	1,382	
経 常 利 益		10,948
特 別 利 益		63
固定資産処分益	63	
特 別 損 失		484
固定資産処分損	28	
減損損失	456	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	_	10,526
法人税、住民税及び事業税	1,205	-
法 人 税 等 調 整 額	1,371	
法人税等合計	- ,	2,577
当期純利益		7,948
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		7,945
からな はままに 海 きっと 口 と はまま		7,5-5

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 四国銀行 取締役会

EY新日本有限責任監查法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四国銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、す なわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況 を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査に おける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫 理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で 得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこと にある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、 監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以

下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用 は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営省が採用した云訂方可及びその適用方法の適切性、並びに経営省によると行われた云訂上の見模りの古姓性及び関連する注記事項の女当性を計画する。 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる ような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において 計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明 することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続でき なくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計 算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監
- 査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考え られる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計十法の規定により記載すべき利害関係はない。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 四国銀行 取締役会

EY新日本有限責任監查法人

東京事務所

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗

監査意見

・ 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四国銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての亜要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査 における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人と してのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではな

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払う

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類の監査における監査人の責任

産品する現場における場合という。 監査人の責任は、医査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以 下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用 は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査

存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた

られる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告書謄本

監查報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第208期事業年度における取締役の職務の執行について 監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 四国銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 熊 沢 慎一郎 監査等委員 涫 \mathbb{H} īΕ (ED) 監査等委員 稲 \mathbb{H} 知江子 (EI) 監査等委員 金 本 康 (EII) 監査等委員 洒 #

(注) 監査等委員 濵田正博、稲田知江子、金本康及び酒井俊和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(ご参考)

第208期末信託財産残高表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産	金額		負	債		金額
現 金 預 け 金	44	金	銭	信	託	44
合 計	44		合	計		44

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 共同信託他社管理財産-百万円
 - 3. 元本補填契約のある信託は、2022年3月31日現在取扱っておりません。

議案及び参考事項

会社提案

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当行の株主還元方針は、1株当たり年間35円の安定配当を維持しつつ、経済情勢や財務状況、業績見通し等を勘案した柔軟な株主還元を実施することとしております。

当期末の配当金につきましては、この方針に基づきつつ、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、1株当たり25円とさせて頂きたいと存じます。

なお、2021年12月にお支払いいたしました中間配当金(1株当たり15円)を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株当たり40円となり、前期(2020年度)にくらべ、1株当たり10円の増配となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当行普通株式 1 株につき金25円 総額1.043.165.150円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額 別途積立金

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

5,000,000,000円

5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会資料の電子提供措置等

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の 範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 顧問および相談役の廃止

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、顧問および相談役を廃止することに伴い、現行定款第29条に定める顧問および相談役に関する規定を削除し、現行定款第30条以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款・変更案対照表

(変更する条文のみ掲げました。下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示)	(削除)
当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書	
類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載ま	
たは表示事項に係る情報を、法務省令に定めるところ	
にしたがい、インターネットを利用する方法で開示す	
<u>ることができる。</u>	

現行定款	変 更 案
(新設)	第17条(電子提供措置等) 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類 等の内容である情報について、電子提供措置をとるも のとする。 ②当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令 で定めるものの全部または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。
第4章 取締役および取締役会 第29条 (顧問および相談役) 取締役会は、その決議によって顧問および相談役を定 めることができる。	第4章 取締役および取締役会 (削除) (以下、条数繰り上げ)
第 <u>30</u> 条~第 <u>39</u> 条(条文省略)	第29条〜第38条 (現行どおり)
(新設)	附則 1. 現行定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第17条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、施行日という)から効力を生じるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会日から3か月を経過した日または前項の株主総会日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。) 8 名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に 基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏	名			現在の当行における地位等
1	やま	元	^{ふみ} 文	明	再任	取締役頭取
2	大	te	₽ B	継	再任	専務取締役
3	رًا	# *	達	ت	再任	常務取締役
4	須	賀	まさ ■	彦	再任	取締役徳島営業本部長
5	橋	felt 合	#5 I	٨	再任	取締役本店営業部長
6	US	<u>tv</u>		功	再任	取締役総合企画部長
7	濱	të	博	Ž	再任	取締役営業統括部長
8	伊	東	瑞	X	新任	中村支店長兼入野出張所長
9	尾	ざき 時	嘉	則	再任 社外 独立役員	取締役

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

候補者

ふみ あき 文明

(1954年9月24日生)

再任

■ 所有する当行株式の数: 41,732株

■ **2021年度の取締役会出席状況:** 100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 当行入行

当行総合企画部長代理 1997年7月

2006年6月

当行総合管理部長 当行取締役総合企画部長 2010年6月

当行常務取締役 2014年6月

2015年6月 当行専務取締役 2016年4月 当行取締役頭取

現在に至る

■重要な兼職の状況

一般社団法人高知県銀行協会会長

■取締役候補者とした理由

2010年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営 の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2015年6月から専務取 締役、2016年4月から取締役頭取としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたもので あります。

よし つぐ

(1956年1月26日生)

再任

■ 所有する当行株式の数: 27.323株

■ **2021年度の取締役会出席状況:** 100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 当行入行

当行松山南支店長 2001年7月 当行丸亀支店長 2004年7月

当行上町支店長 2006年7月 2009年6月 当行中村支店長 2010年6月 当行監査部長

当行執行役員神戸支店長 2011年8月 当行取締役本店営業部長 2014年6月

当行常務取締役 2016年6月 2020年6月 当行専務取締役 現在に至る

■取締役候補者とした理由

2014年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営 の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2016年6月から常務取 締役、2020年6月から専務取締役としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたもので あります。

候補者 る 小林 達司

(1960年6月4日生)

再任

■ 所有する当行株式の数: 22,204株

■ **2021年度の取締役会出席状況:** 100% (15回/15回)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

 1984年4月
 当行入行
 2014年6月
 当行執行役員総合企画部長

 2003年2月
 当行総合企画部長代理
 2016年6月
 当行取締役総合企画部長

2012年2月当行総合企画部副部長2018年6月当行常務取締役現在に至る

■取締役候補者とした理由

2016年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、リスク管理部門、総務部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者 号 4

須賀

まさめる

(1962年9月17日生)

再任

■ 所有する当行株式の数: 14,992株

■ **2021年度の取締役会出席状況**: 100% (15回/15回)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月当行入行2015年6月当行執行役員東京支店長2007年2月当行丸亀南支店長2017年6月当行執行役員神戸支店長2008年7月当行徳島中央支店長2019年4月当行執行役員徳島営業本部長2012年2月当行広島支店長2019年6月当行取締役徳島営業本部長

2014年6月 当行東京支店長 現在に至る

■取締役候補者とした理由

営業に携わった豊富な業務経験を有しており、2019年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

連結計算書類

(1960年12月14日生)

再任

■ 所有する当行株式の数: 11,617株

■ **2021年度の取締役会出席状況:** 100% (15回/15回)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

当行入行 1983年4月 2015年6月 当行岡山支店長 当行中村駅前支店長 当行執行役員営業統括部長 2004年7月 2017年6月 当行守口支店長 当行営業統括部長代理 当行取締役営業統括部長 2007年2月 2020年6月 当行取締役本店営業部長 2010年2月 2021年6月 当行丸亀支店長 2012年6月 現在に至る

■取締役候補者とした理由

営業、営業統括業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2020年6月の取締役就任以来、その経験、知 見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果た しています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

功

(1962年9月13日生)

再任

■ 所有する当行株式の数: 10,807株

■ **2021年度の取締役会出席状況**: 100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

当行入行 1986年4月 2017年6月 当行東京支店長 当行審査部長 当行香長支店長 2008年7月 2018年6月 当行坂出支店長 当行取締役審査部長 2010年6月 2020年6月 当行尼崎支店長 当行取締役総合企画部長 2013年2月 2022年3月 2015年6月 現在に至る

当行大阪支店長

■取締役候補者とした理由

営業、審査業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2020年6月の取締役就任以来、その経験、知見及 び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たして います。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

ひろ ゆき

(1965年6月14日生)

再任

■ 所有する当行株式の数: 6,308株

■ **2021年度の取締役会出席状況**: 100% (11回/11回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当行入行 当行松茂支店長 2012年8月

当行松山南支店長 2014年6月

2017年3月 当行带屋町支店長 当行事務統括部長 2018年6月

当行取締役営業統括部長 2021年6月

現在に至る

■取締役候補者とした理由

事務統括、営業統括業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2021年6月の取締役就任以来、その経験、 知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果 たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

みつ ふみ

(1967年11月8日生)

新任

■ 所有する当行株式の数: 1,000株

■ 2021年度の取締役会出席状況: —

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 当行入行 2009年8月 当行お客さまサポート部長代理

当行お客さまサポート部長 2014年6月

2016年4月 当行法人サポート部長

当行総合企画部長 2018年6月

当行中村支店長 2020年3月

当行中村支店長兼入野出張所長 2021年4月

現在に至る

■取締役候補者とした理由

1991年より、当行の一員として営業、企画業務等で豊富な経験を有しており、当行の業務に精通しています。 その経験や知見を取締役として活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できること から、取締役候補者としたものであります。

候補者 9

声がき

嘉則

(1953年1月13日生)

再 任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数: 8,281株

■ **2021年度の取締役会出席状況:** 100% (15回/15回)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 安田生命保険相互会社入社 2000年4月 同社企業金融部部長 2004年1月 (合併により明治安田生命保険 相互会社に改称) 2005年7月 同社取締役融資部長 2008年4月 同社常務執行役 2011年4月 同社専務執行役 2012年7月 同社取締役執行役副社長

2014年7月 明治安田ビルマネジメント株式会社

代表取締役社長

2015年6月 当行取締役 (現職)

2017年3月 明治安田ビルマネジメント株式会社

代表取締役社長退任

2017年4月 明治安田生命保険相互会社顧問

2018年3月 明治安田生命保険相互会社顧問退任

2018年5月 学校法人安田学園教育会理事長

(現職) 現在に至る

■重要な兼職の状況

学校法人安田学園教育会理事長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2015年6月から当行の社外取締役就任以来、企業経営者としての豊富な経験及び見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の議長として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。企業経営経験者としての知見や経験を反映していただくことで、当行の持続的成長と企業価値の向上が期待できることから、社外取締役候補者としたものであります。

なお、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

- 注1. 取締役候補者と当行との間における特別な利害関係は次のとおりであります。
 - (1) 須賀昌彦氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
 - (2) 濱田博之氏と当行の間には、保証債務取引があります。
 - (3) その他の取締役候補者と当行の間には、特別な利害関係はありません。
 - 2. 尾﨑嘉則氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 尾崎嘉則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 - 4. 尾﨑嘉則氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
 - 5. 当行は、尾﨑嘉則氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、 当行と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。
 - 6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により塡補することとしております。各候補者(新任取締役候補者を除きます。)は当該保険契約の被保険者になっており、本議案が原案通り承認可決され、各候補者が当行の取締役に就任した場合、新任取締役候補者を含む各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含められることとなります。又、任期途中において、次同更新時に同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

現在の監査等委員である取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	現在の当行における地位等
1	熊 沂		再任 監査等委員である取締役 (常勤)
2	演	正 博	再任 社外 独立役員 監査等委員である取締役
3	稲田		再任 社外 独立役員 監査等委員である取締役
4	金 本		再任 社外 独立役員 監査等委員である取締役
5	酒,井	中 俊 和	再任 社外 独立役員 監査等委員である取締役

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

(1958年12月25日生)

再任

■ 所有する当行株式の数: 14.855株

■ **2021年度の取締役会出席状況:** 100% (15回/15回)

■ 2021年度の監査等委員会出席状況: 100% (15回/15回)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

当行入行 当行執行役員神戸支店長 1981年4月 2014年6月 当行人事部長代理 当行取締役神戸支店長 2002年7月 2015年6月 当行人事部長 当行監査役 2008年6月 2017年6月 当行執行役員東京支店長 当行取締役監査等委員 2012年6月 2018年6月

現在に至る

■取締役候補者とした理由

2017年6月、監査役就任。2018年6月から取締役監査等委員就任。以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、職務を適切に果たしています。その豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者 番 号

演田 正博

(1952年8月20日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数: 4,140株

■ **2021年度の取締役会出席状況**: 100% (15回/15回)

■ **2021年度の監査等委員会出席状況:** 100% (15回/15回)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年10月 高知県庁入庁 2013年3月 高知県定年退職

2004年4月 農林水産部海洋局水産経営指導課長 2013年5月 公益財団法人高知県文化財団理事長 2006年4月 総務部副部長(総括) 2015年4月 高知県公立大学法人監事(現職)

2009年4月 東京事務所長 2015年6月 当行監査役

2012年4月 理事·東京事務所長 2018年6月 当行社外取締役監査等委員(現職)

現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2015年6月、当行の社外監査役就任。2018年6月から社外取締役監査等委員就任。以来、行政分野における豊富な知識と経験、高い見識に基づく視点から、取締役の職務執行の監査・監督など職務・職責を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の委員として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。引き続き公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から中立的・客観的な視点で監査・監督機能を歴代した豊富な経験とにい見識を活かる、独立はに関するといいであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

稲田

知江子

(1972年12月16日生)

再 任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数: 3,069株

■ **2021年度の取締役会出席状況**: 100% (15回/15回)

■ 2021年度の監査等委員会出席状況: 100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 高知弁護士会へ弁護士登録(現職) 1998年10月 高知県公文書開示審査会委員(現職)

2003年7月 高知県収用委員会委員(現職)

2003年8月 高知県個人情報保護制度委員会委員(現職) 2009年4月 高知県事業審査アドバイザー(現職)

2011年10月 国有財産四国地方審議会委員

(現職)

2014年4月 高知弁護士会会長

2015年4月 日本弁護士会連合会会長特別補佐

2015年4月 四国弁護士連合会常務理事

2017年6月 当行取締役

2018年6月 当行社外取締役監査等委員 (現職)

現在に至る

■重要な兼職の状況

弁護士(ひいらぎ法律事務所)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2017年6月、当行の社外取締役就任。2018年6月から社外取締役監査等委員就任。以来、弁護士としての豊富な知識と経験、高い見識に基づく視点から、取締役の職務執行の監査・監督など職務・職責を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の委員として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。引き続き弁護士としての豊富な専門知識や実務経験を活かし、独立した立場から中立的・客観的な視点で監査・監督機能を果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

桑補者 4 金本 康

(1961年7月25日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数: 738株

■ **2021年度の取締役会出席状況:** 100% (15回/15回)

■ **2021年度の監査等委員会出席状況**: 100% (15回/15回)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 金本会計事務所入所

2003年3月 税理士登録

2012年1月 金本康税理士事務所開業(現職)

2015年10月 一般社団法人 日税連税法データベ

ース データベース部委員

2017年6月 四国税理士会常務理事

日本税理士会連合会情報システム委

員会委員

2019年6月 四国税理士会高知支部支部長

(現職)

2020年6月 当行社外取締役監査等委員 (現職)

現在に至る

■重要な兼職の状況

税理士(金本康税理士事務所)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2020年6月から当行の社外取締役監査等委員就任。以来、税理士としての豊富な知識と経験、高い見識に基づく視点から、取締役の職務執行の監査・監督など職務・職責を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の委員として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。引き続き税理士しての豊富な専門知識や実務経験を活かし、独立した立場から中立的・客観的な視点で監査・監督機能を果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

候補者 5 番 号

酒井

世がず

(1970年9月17日生)

再 任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数: 1.345株

■ **2021年度の取締役会出席状況:** 100%(15回/15回)

■ **2021年度の監査等委員会出席状況:** 100% (15回/15回)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 東京弁護士会へ弁護士登録(現職)

2015年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務

所スペシャルカウンセル

2017年11月 一般社団法人日本CFA協会監事

2019年9月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所

オブカウンセル

2020年2月 株式会社病理学アソシエイツ法務部

長 (現職)

2020年3月 ウィザーズ弁護士法人スペシャルカ

ウンセル

2020年6月 当行社外取締役監査等委員 (現職)

2021年8月 弁護士法人キャストグローバルパー

トナー(現職) 現在に至る

■重要な兼職の状況

弁護士(弁護士法人キャストグローバル)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2020年6月から当行の社外取締役監査等委員就任。以来、弁護士としての豊富な知識と経験、高い見識に基づく視点から、取締役の職務執行の監査・監督など職務・職責を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の委員として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。引き続き弁護士しての豊富な専門知識や実務経験を活かし、独立した立場から中立的・客観的な視点で監査・監督機能を果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

- 注1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 濵田正博、稲田知江子、金本康、酒井俊和の4氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 濵田正博、稲田知江子、金本康、酒井俊和の4氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はございませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 - 4. 濵田正博、稲田知江子、金本康、酒井俊和の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 - 5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 - (1) 濵田正博氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年となります。
 - (2) 稲田知江子氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年、そのうち監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、4年となります。
 - (3) 金本康、酒井俊和の両氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、両氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。

- 6. 当行は、熊沢慎一郎、濵田正博、稲田知江子、金本康、酒井俊和の5氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、5氏の選任が承認された場合、当行と5氏との間で当該契約を継続する予定であります。 当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。
- 7. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者になっており、本議案が原案通り承認可決され、各候補者が当行の取締役に就任した場合、各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含められることとなります。又、任期途中において、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 「スキル・マトリックス」

取締役候補者の専門性と経験は、以下のとおりであります。

		氏名		企業経営	人事マネ ジメント	デジタル戦略	コンサルティング / 地方創生	市場運用	リスクマネ ジメント	財務・会計	法律
	山元	文明		0	0	0		0	0	0	
	大田	良継		0	0		0	0			
監査	小林	達司				0		0	0	0	
等委	須賀	昌彦					0				
監査等委員でない取締役	橋谷	正人					0				
い取	白石	功					0				
締役	濱田	博之					0				
	伊東	瑞文	新 任				0			0	
	尾﨑	嘉則	社 外	\circ	\circ			\bigcirc	\circ		
監査	熊沢	慎一郎			\circ		\circ				
等委	濵田	正博	社 外				\circ				
監査等委員である取締役	稲田	知江子	社 外								0
る取	金本	康	社 外							0	
締役	酒井	俊和	社 外								0

[※]上記は、各人の有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

株主提案

第5号議案から第7号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の 議決権の数は、310個であります。

議案の「提案理由」は、事実認識を含め提案株主から提出されたものを原文のまま記載して おります。

第5号議案 定款一部変更の件

1. 提案内容

(株四国銀行を株)「四国青木銀行」と変更を求める。

2. 提案理由

- ①株主提案で「相談役・顧問廃止」は4度目。過去に、商号変更1回を提案した。四国内、伊予銀行・百十四銀行はすでに廃止。過去3回の取締役会の反対意見はこうであった。四国銀行は歴史的に広く周知されている名前である。この名称が一番相応しいとの役員意見である。また当行の企業価値向上に青木相談役は行員歴含め、56年間にわたり貢献し、財界活動や公益的職務等などで大活躍中。また「商工会議所会頭9年の実績。会頭の役職は終了したが、会議所全員の推薦により、「最高顧問」に就任した。永久職歴である。
- ②四銀相談役の職責がなければ、商工会議所活動が出来ないとの役員意見。なれば、青木 氏の相談役・商工会議所の役職セットを判永久的にする為、提案する。新未来地銀の形 式・骨格とする為、ぜひ商号名称を「四国と青木」を合体させ、「四国青木銀行」と大 改名すれば良い。提案。

第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当行は、明治11年に第三十七国立銀行として誕生し、幾多の変遷を経て大正12年に株式会社四国銀行に商号を変更し、今日に至っております。歴史もあり広く周知されている現在の商号がふさわしいと考えております。

したがいまして、取締役会は、本議案に反対します。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 2名解任の件

1. 提案内容

- (1) 代表取締役専務 大田良継氏解任の件
- (2) 取締役 濱田博之氏解任の件

2. 提案理由

(1) 代表取締役専務 大田良継氏提案理由

プライム市場に四銀は移行した。大型負債事項について、説明求める。四銀が拘った旧土電約45億円・県交通約30億円の累積赤字合計約75億円。赤字を6行金融機関で26億円から28億円の債権放棄し、旧土電株主の株券はすべて紙クズ。新会社「とさでん交通」は県民の出資金10億円を投入したにも拘わらず経営状態は火の車。「旧闘犬センター破産」での約17億円超え・元土電社長(四銀OB)に対する約13億3千万円の支払い命令の顛末。説明不足。今回、2022年4月4日の官報第707号で明らかになった、元土電会長の破産手続終結。元土電会長に対し、破産を申し立てたのは四銀である。つまり請求金額約9億5千万円に対する回収額。破産手続が終結となれば株主に回収方法・回収計算に係る報告を四銀はしなければならない。過去に四銀は株主代表訴訟の最高裁判決で、強く取締役の善管注意義務違反を指摘された銀行である。

(2) 取締役 濱田博之氏解任理由

取締役として以下の努力が見えない。プライム市場という器は優良企業の認定ではない。誰の為の市場再編か。それは「投資家本位の改革」と歌っていて、ガバナンスも高く設定される。伊予銀行は昨年、自ら「相談役・顧問」の定款削除を会社議題として上程。可決成立させた。四銀は本年で4回目の「相談役・顧問廃止」の株主からの訴えだ。全国でも大変珍しい。取締役会の相談役反対意見は、いつもこうだ。経営の重要事項には拘わらず、対外的な職責を十分に果たし、会社に貢献している。四銀の会社経営こそ「プライム市場の精神」に反する。また、株主から提案8回でも数々の不良債権・回収処理について、明確な回答はない。情報公開を大事にしない。社外取締役を形だけ揃えても、中身がなければガバナンスは低い。形骸化した組織。地銀編成・変革の真っ最中。眼を覚まし、プライム市場の本来の姿・一員になってほしい。

第6号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

代表取締役専務 大田良継、取締役 濱田博之の両氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当行グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがいまして、取締役会は、本議案に反対します。

第7号議案 監査等委員である取締役3名解任の件

1. 提案内容

- (1) 濱田正博氏 監査等委員を解任する。
- (2) 稲田知江子氏 監査等委員を解任する。
- (3) 金本 康氏 監査等委員を解任する。

2. 提案理由

(1) 濱田正博氏 提案理由

元土電社長(四銀OB)に対する約13億3千万円の支払い命令の顛末など全く説明不足。もう一人の連帯保証人である元土電会長に対し、破産申し立てしたのは四銀である。請求は中断状態。しかし、2022年4月4日の官報第707号で元土電会長の破産手続終結が明らかになった。元土電会長への約9億5千万円の回収報告を株主総会で求める。また2017年1月12日に旧土電融資訴訟で元社長に約13億3千万円(四銀分約8億円超え)の返済命令を四銀が求め、勝訴した。進歩状況の説明を求める。元会長・元社長に対する未回収分合計約18億分の説明不足。四銀が貸倒引当金による、清算終了でも、利益分の大損失である。過去の株主代表訴訟。最高裁判決は四銀取締役の善管注意義務違反を強く指摘された。その後も全く反省なしである。

(2) 稲田知江子氏 提案理由

稲田監査役に対する解任動議は2回目である。第204期の株主提案でも改善要望した、融資先である高知市のAはH24年度からH28年度まで収益無しであった。ところがH29年度は単年度黒字となった。しかし後日、平成30年度の「特別損失」の内訳で未払給与等などの支払日を遅らせる手法により、単年度黒字化になったことが判明した。またH28度から31年度までの4年連続、債務超過から一転資産超過となった。それは、8億3千8百7拾万9千円の補助金を特別利益とせず、事業収益に組み込み債務超過を免れた会計帳簿であった。計上された当期純利益の約半分は補助金がしめている有様。弁護士は申請すれば税理士も登録出来る。会計の専門家でもある。204期から、監査役として進歩がみられない。2回目の解任を希望する。

(3) 金本 康氏 提案理由

「旧闘犬センター破産」による約17億円超え問題の十分な説明。・元土電社長(四銀 OB)に対しする約13億3千万円の支払い命令の顛末など。すべて説明不足である。会計は税理士の専門分野である。専門的監査役として、なんら効果が見えてこない。肩書より中身を株主は強く求めている。元土電会長への約9億5千万円の回収状況・Bゴルフ場約12億円・愛媛T特紙約69,424千円・高知市のA法人に対する補助金約8億5千万円を事業収益に編入し、債務超過逃れを指導しない。説明すべき案件は山ほど。頭がクラクラする。地銀は今、大変な激動期。社外取締役は数ではない。

また、プライム市場はコンプライアンスが大変厳しいと聞く。もっと専門的力量を発揮し、目に見える提案事項の結論を望む。職責果たしていない。解任する。

第7号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

監査等委員である取締役 濵田正博、監査等委員である取締役 稲田知江子及び監査等委員である取締役 金本康の3氏は、取締役監査等委員就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、法令及び定款に従いその職務を遂行し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言及び提言を行い、十分にその職責を果たしております。

したがいまして、取締役会は、本議案に反対します。

株主総会会場ご案内図

高知市南はりまや町一丁目1番1号

四国銀行 本店 5 階 大会議室 電話: 088-823-2111 (代表)







